

よつぎ療育園の外来診療体制について

日頃から当園の事業運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

よつぎ療育園では、限りある療育資源による安定的な通所、外来運営の両立を実現するため、今後の外来診療体制を下記の通りとします。ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

今後の外来診療体制

1. 狭い園内における諸課題解決のため、通所と外来で使用するフロアの割当を部分的に変更します。それに伴い、外来診療の調整を行います。
2. 感染管理上、通所利用者と外来利用者の接触を回避するため、通所利用者の入退館時刻は外来診療を調整します。また、外来利用者同士の接触を最小限にするように調整した予約診療を行います。**外来利用者は予約時刻に合わせて来園するようにご協力をお願いします。**
3. 上記調整のため、受入可能な患者数には限りがあります。今後の外来診療は原則として、**①当園で継続的な日常健康管理を必要とする重症心身障害児(者)の診察^{注1)}**、**②乳幼児(概ね小学校入学前)の運動機能取得、回復のためのリハビリテーション^{注2)}を中心に診療**します。整形外科の補装具に関する相談などは別途調整します。なお、転院などのために診療情報提供書(紹介状)をご希望の場合はお申し出ください。
4. 各種診断書は、原則として3の方を中心に対応します^{注3)}。提出期限間近での対応は困難なため、ゆとりをもってご相談ください。他施設で実施した心理検査などの結果がある場合はご持参ください。
5. **予約外診療、発熱時などの感染症診療は、狭い園内での待合場所、診察室の確保など、利用者同士の接触回避に必要な措置をとることが難しいため休止**します。3の方も同様です。発熱などの際は救急対応が可能な医療機関への受診をお願いします。
6. 感染管理上の措置は、新型コロナウイルス感染症に限らず季節性インフルエンザ、感染性腸炎など、他の感染症対策にも有効な感染症対策の基本です。また、通所と外来での使用フロアの割当変更は園内の諸課題解決のための措置となります。そのため、**新型コロナウイルス感染症終息後もこれらの措置を継続**します。

注 1) 当園で継続的な日常健康管理を必要とする重症心身障害児(者)とは、知的・肢体不自由の重複障害を有するいわゆる重症心身障害児(者)であって、当園で神経・精神等の治療が必要と診断され薬物療法等を行うため担当医の指示により定期的に外来受診をしている者を指します。

注 2) 運動機能取得、回復のためのリハビリテーションとは、新規の運動機能の取得、あるいは失われた運動機能の再取得を目的とするリハビリテーションを指します。これに対して、前述の運動機能の取得・再取得は困難(症状が固定した)と考えられるが、現存する運動機能を維持する目的でリハビリテーションを実施することもあります。当園では前者のリハビリテーションを中心に概ね小学校入学前まで実施します。

注 3) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当および障害年金などの各種診断書作成を主な目的とした受診については、診察・各種検査ともに外来受入可能な人数に限りがあるためご希望に添えない事もあります。